

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

ゴールデンウィークは桜が満開でした。でもまだ、日によっては暖房がほしいですね。皆様、季節の変わり目にお気を付けてください。

中小企業が設備投資をしたとき(平成29年度延長) 税理士 鎌田 ふくみ

今年度の税制改正については、前号でも概略のご紹介をしましたが、設備投資関連について、もう少し詳細にご説明します。今回は通常部分を、次回でさらに有利な「上乘せ」部分をご案内します。以下、法人を念頭に記載しますが、所得税も同様の適用があります。

1. 中小企業者等が機械等を取得した場合(投資促進税制)

機械装置等の新規取得や製作等をした場合に、30%特別償却または7%税額控除が選択適用できます。

29年改正で適用期限が延長されました。平成31年3月31日取得まで適用されます。ただし、29年4月以降取得は、☆器具備品は対象外☆となりました。器具備品は下記の制度の対象です。

対象者 : 中小企業者、農協等

対象設備 : 機械装置(1台160万円以上)

☆電子計算機・デジタル複合機(合計120万円以上)☆

測定工具、検査工具(1台30万円以上かつ合計120万円以上)

ソフトウェア(合計70万円以上)

貨物運送用自動車(3.5t以上)、内航船舶

2. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)

器具備品、建物付属設備の新規取得や製作等をした場合に、30%特別償却または7%税額控除が選択適用できます。

29年改正で適用期限が延長されました。平成31年3月31日取得まで適用されます。認定支援機関(当事務所も登録しています)から指導助言を得ていることが前提です。

対象者 : 中小企業者、中小企業等協同組合等

対象事業 : 商業、サービス業、農林水産関連事業

対象設備 : 器具備品(1台30万円以上)

建物付属設備(1設備60万円以上)

1と2を比較してください。同じ率の特別償却と税額控除ですが、対象資産がまるっきり違います。パソコンは1で対象外、ソフトウェアは2で対象外です。

2の適用にはアドバイス機関の関与が前提されており、申告書への書類添付も必要です。計画時には、前もってご相談いただければと思います。

帳簿書類の保存期間及び保存方法

スタッフ 鵜川 剛

1 帳簿書類等の保存期間

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類(帳簿と併せて「帳簿書類」という)を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間(注)保存しなければなりません。

「帳簿」・・・総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など

「書類」・・・棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など

(注)平成20年4月1日以後に終了した事業年度に生じた欠損金は9年間の繰越控除が認められ、繰越控除の適用を受けるには、保存期間は9年間になります。

また、平成28年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金の繰越控除が10年間に延長され、保存期間についても10年間になります。

2 帳簿書類の保存方法

(1) 原則的な保存方法

帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。

したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても、原則として電子計算機からアウトプットした紙により保存する必要があります。

(2) 電磁的記録による保存方法

自己が電磁的記録により最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する帳簿書類で一定の要件を満たすものは、サーバ・DVD・CD等に記録した電磁的記録(電子データ)のままでも保存することができます。

また、保存すべき書類のうち、次の書類以外の一定の書類については、スキャナ読取りの電磁的記録による保存を行うことができます。

イ 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類

ロ 取引の相手方から受け取った契約書、領収書等及び自己の作成したこれらの写し

(注) 帳簿については、スキャナ読取りの電磁的記録による保存を行うことはできません。

なお、電磁的記録、スキャナ読取りによる保存を行う場合には、事前に申請書を提出し、承認を受けることが必要です。この申請書は、備付け、保存を開始する日の3か月前の日までに提出する必要があります。

営業時間等のお知らせ

6月～11月は9:00～17:00、12月から5月まで9:00～18:00です。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。